

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表

○ 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（複数の負担額算定基準子どもがいる教育・保育給付認定保護者に係る特例）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 前項に規定する「負担額算定基準子ども」とは、次に掲げる小学校就学前子どもをいう。</p> <p>一 五（略）</p> <p>（複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に係る特例）</p> <p>第十四条 特定被監護者等（教育・保育給付認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者であつて、教育・保育給付認定保護者と生計を一にするものをいう。以下この条において同じ。）が二人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満三歳未満保育認定子どもに関する法第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項第一号、第二十九号及び第三十条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する政令で定める額は、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が五万七千七百円未満（特定教育・保育給付認定保護者にあつては、七万七千一百円未満）であるときは</p>	<p>（複数の負担額算定基準子どもがいる教育・保育給付認定保護者に係る特例）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 前項及び次条に規定する「負担額算定基準子ども」とは、次に掲げる小学校就学前子どもをいう。</p> <p>一 五（略）</p> <p>（複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に係る特例）</p> <p>第十四条 特定被監護者等（教育・保育給付認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者であつて、教育・保育給付認定保護者と生計を一にするものをいう。以下この条において同じ。）が二人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満三歳未満保育認定子どもに関する法第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項第一号、第二十九号及び第三十条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する政令で定める額は、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が五万七千七百円未満（特定教育・保育給付認定保護者にあつては、七万七千一百円未満）であるときは</p>

、第四条第二項及び前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 特定被監護者等のうち二番目の年長者である満三歳未満保育認定子ども 当該満三歳未満保育認定子どもに関して第四条第二項の規定により算定される額に百分の五十を乗じて得た額（特定教育・保育給付認定保護者に係る満三歳未満保育認定子どもにあつては、零）

（削る）

（削る）

二 特定被監護者等（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である満三歳未満保育認定子ども 零

、第四条第二項及び前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 次のイ又はロに掲げる満三歳未満保育認定子ども 当該満三歳未満保育認定子どもに関して第四条第二項の規定により算定される額に百分の五十を乗じて得た額（特定教育・保育給付認定保護者に係る満三歳未満保育認定子どもにあつては、零）

イ 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が一人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満三歳未満保育認定子ども

ロ 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち二番目の年長者である満三歳未満保育認定子ども

二 次のイからハまでに掲げる満三歳未満保育認定子ども 零

イ 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が二人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満三歳未満保育認定子ども

ロ 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち二番目の年長者である満三歳未満保育認定子ども

ハ 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である満三歳未満保育認定子ども